

平成29年3月

建設工事入札参加にあたっての注意事項

契約検査課長

入札参加者は、建設業法、同法施行令、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、地方自治法、地方自治法施行令等日本国の法令のほか、横手市契約規則、設計書、図面、仕様書、契約事項を遵守してください。また、特に下記の点について、徹底してください。この注意事項に反する行為を行った場合、横手市建設工事等入札参加者指名停止基準の規定により、指名停止等を行うことがあります。

1. 見積内訳明細書の提示について

入札参加者は、必ず工種別一式額の明記された見積内訳明細書を作成した上で入札に参加してください。

2. 低入札価格調査基準額の公表及び低入札価格調査用資料の提出について

低入札価格調査基準額を下回った入札があった場合、落札決定を保留し、低入札価格調査基準額を応札者に対して通知します。低入札価格調査基準額を下回った入札を行なった場合は、低入札価格調査用資料を秋田県電子入札システム又は紙入札の場合は契約検査課宛に提出願います。期限までに低入札価格調査用資料の提出がなされない場合には、失格として取り扱います。

3. 低入札価格調査対象工事における契約保証金・工事前払金について

①契約保証金

低入札価格調査基準額を下回って契約した案件については、契約保証金を契約金額の10分の3以上とします。

②工事前払金

低入札価格調査基準額を下回って契約した案件については、当初の工事前払金の支払限度を請負代金額の10分の2以内とします。

③工事前払金使途の追跡調査

工事前払金を受けた場合は、工事担当課が使途調査を行う場合がありますので、その際には、「工事前金払申請書」に記載された使途に従ってその経費が支払われたことを示す書

類を工事担当課に提出してください。当該前払金に係る工事に必要な経費以外の経費支出に充てられたことが判明した場合は、前払金を返還させる措置をとるものとします。

4. 申請内容の変更にかかる届出について

建設業許可や経営規模等評価決定通知書の更新、保有技術者に変更が生じた場合など、入札参加資格申請書の内容に変更が生じた場合は、当該通知書又は変更に係る書類を添付の上、速やかに、「横手市建設工事競争入札参加資格申請書記載事項変更届」を提出してください。その際は、変更届提出要領により作成し、提出してください。

5. 営業所実態調査の実施について

入札参加資格の適正な管理のため営業所実態調査を実施します。調査の結果によっては説明を求め、改善指導を行う場合があります。改善がみられない場合は、指名の回避、指名の停止または有資格者名簿から削除することがあります。

6. 横手市インターネットホームページの確認について

基本的な連絡は、市ホームページにて掲載します。条件付き一般競争入札の発注案件については毎週木曜日に公告書を秋田県電子入札システム上で公表します。指名通知等は、秋田県電子入札システム（紙入札業者はFAX）で該当者に通知します。

7. 確認・連絡の徹底と期限の厳守について

市では指名通知等については、原則秋田県電子入札システムにて通知しますが、紙入札の場合はFAXで通知いたします。指名通知等をFAXで受信した場合、様式は問いませんので、契約検査課に必ず受信した旨のファックスをお願いします。また、入札参加申込等については時間厳守でお願いします。締切以降に申込をしたものは、受付できませんので時間に余裕を持って申込をしてください。

8. 入札会について

原則電子入札ですが、紙入札となる場合があります。入札会に参加する場合は、入札心得、入札傍聴人心得等を熟読していただき、円滑な会の進行が出来るようご協力をお願いします。会の開始時刻以降の入室や、会話など、会の進行を妨げる行為は厳に慎み、節度をもって参加くださるようお願いします。これらについては、再入札会・くじ引きの場合も同様です。

なお、市では入札結果等について全て事後公表しております。指名した方以外には入札・開札の日程は公表しておりませんので、案件について問い合わせがありましても、会の終了までは公表出来ません。

9. 落札者に対する資料提出の依頼について

落札者に対し、契約締結までに社会保険料納入確認書を提出していただき、その未納がない事を契約締結の条件としています。なお、この確認書は、落札日以降の日付のものとします。

確認書の様式は、市ホームページに掲載しております。「法人又は任意適用事業所用」「個人事業主用」の2種類のうち該当する方をご使用ください。必要事項をご記入の上、事業所を管轄する年金事務所に提出して確認をうけてください。

※落札された場合に、契約締結までに提出していただく確認書です。入札参加の時点では必要ありません。

なお、未納によりこの確認書の提出が出来ない場合、市では契約を締結いたしません。

10. 市内の事業者の活用について

市が発注する事業が、地域経済の活性化や雇用の確保に効果的に波及するために、工事の下請負や重機の借上げ、資材調達などに、できる限り市内の事業者を活用するようお願いします。

11. 関係法令等の遵守について

この通知は横手市内に本社又は契約を締結できる営業所等を有する皆様に送付しております。くれぐれも法令遵守をお願いします。

秋田県HPの「建設業法遵守のポイント～建設業許可業者の皆様へ～」によれば、

①建設業許可申請において届出のない「常時建設工事の請負契約を締結する営業所等」で建設工事の請負契約を締結してはならない。

②営業所の専任技術者は、所属している営業所に常勤していかなければならない。

等が求められています。公共工事の受注者として、くれぐれも建設業法及び建設工事の施工に関する諸法令を遵守するようお願いします。